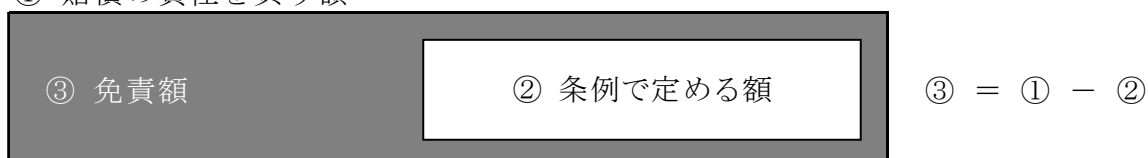


地方自治法及び同法施行令で定められた免責の考え方

<免責額の計算方法>

免責額 = 賠償の責任を負う額 - 条例で定める額

① 賠償の責任を負う額



<条例で定める額>

条例で定める額 = 基準給与年額 × 条例で定める数

① 基準給与年額

原因となった行為を行った日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当を除く。）の一会計年度当たりの額

② 条例で定める数

知事等の職責その他の事情を考慮して政令で定められた下表の基準を参酌して地方公共団体が条例で定める数

知事等の区分	条例で定める数	
	参酌基準	下限
知事	6	1
副知事、教育長、教育委員会委員、公安委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員	4	1
人事委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員、内水面漁場管理委員会委員、地方公営企業管理者	2	1
その他の職員	1	1
警察本部長	2	1
その他の地方警務官	1	1

※ 沖縄県では、条例で定める数として、地方自治法施行令に規定する参酌基準と同じ数を定める予定である。